

目次

- 01 令和8年度外国人受入環境整備交付金の概要について**
- 02 共同方式について（一元的相談窓口設置・運営ハンドブック抜粋）**
- 03 日本の制度や生活マナー等に関するアウトリーチ型オリエンテーションの推進**
- 04 アウトリーチ型オリエンテーション事例集**
- 05 都道府県と市町村の役割分担について**

令和8年度外国人受入環境整備交付金の概要について



概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 対象団体

全ての都道府県及び市町村

- ※ 地方自治法に定める特別区を含む
- ※ 複数団体による「共同方式」も交付対象

■ 対象経費

整備事業：新たな一元的相談窓口体制の構築
又は体制の拡充に必要な経費
運営事業：一元的相談窓口体制の維持・運営
に必要な経費

■ 交付率

原則として必要な経費の2分の1
(共同方式により整備事業を行う場合は10分の10)

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされている

■ 交付限度額

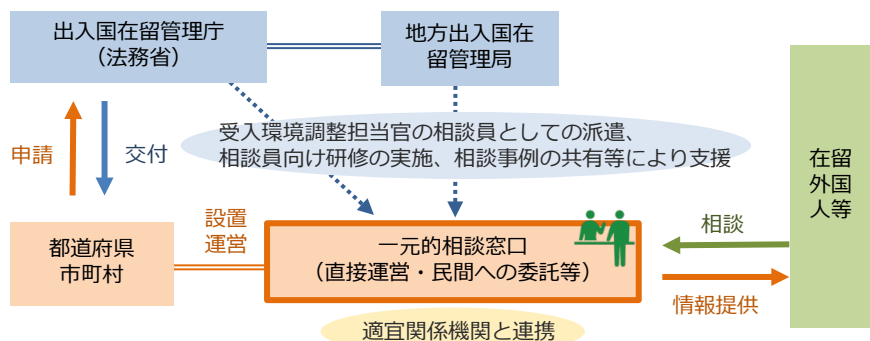
○整備事業

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	－	1,000万円
	5,000人以上	1,000万円
市町村	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

○運営事業

区分	外国人住民数	単独方式の場合	共同方式の場合
都道府県・市町村	20,000人以上	1,000万円	1,200万円
	10,000人～19,999人	900万円	1,080万円
	5,000人～9,999人	800万円	960万円
	2,000人～4,999人	500万円	600万円
	1,000人～1,999人	300万円	360万円
	1,000人未満	200万円	240万円

事業スキーム



令和8年度の主な取組

- 令和7年度は相談件数に基づく人件費限度額を設定したが、令和8年度は外国人住民数等を考慮した物件費を含む一定額（ベース額）に、相談件数が多い地方公共団体にはその件数に応じて加算する算定方法を採用。（物件費についても、上記ベース額及び加算額の範囲内で交付。）
- 都道府県で交付金事業を行う場合、一元的相談窓口のない地域からの相談も受け付けるなどの広域対応を実施する旨を交付要綱及び取扱要領に追記。
- 運営事業について交付限度額の区分の細分化、整備事業の交付率の改定（共同方式以外は1/2）、共同方式における交付限度額及びベース額の引き上げ。
- 令和7年度補正予算（2.19億円）により、一元的相談窓口におけるアウトリーチ型オリエンテーションを試行実施。

また、交付対象が単独で事業を行う方式（単独方式）のほか、複数の交付対象が共同で事業を行う方式（共同方式）も対象となります。



共同方式の運営方法の例

共同方式には、様々な運営方法があるところ、代表的な運営方法について紹介します。

■相談員巡回方式

連携する市町村が共同して相談員を雇用（又は委託契約）し、相談員が各市町村を巡回して相談対応する方式。

■相互乗入方式

各市町村の窓口でそれぞれ相談員を雇用し、各窓口で他の連携市町村の住民の相談にも対応する方式。

■中心市町村集約方式

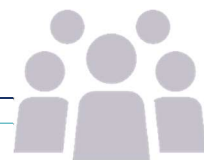
構成市町村のうち、中心となる市町村の広域的対応窓口が一括して相談を受ける方式。

複数の地方公共団体が連携することにより、各地方公共団体の負担が軽減され、対象となる外国人住民も多くなることから、費用対効果が見込めるなどのメリットがあります。

また、近隣の地方公共団体と共同方式で窓口運営をすることにより、生活圏を共有する外国人住民への相談支援を効果的に行うことができます。

共同方式の実際の事例については「第3章2（7）広島市、府中町、海田町、熊野町及び坂町（P. 54）」を御参照ください。

(7) 広島市、府中町、海田町、熊野町及び坂町



自治体情報

自治体名	人口	うち外国人	外国人割合	国籍TOP3	在留資格TOP3
広島市	1,173,543 人	23,070 人	1.96%	①中国 ②ベトナム ③韓国	①永住者 ②技能実習 ③特別永住者
安芸郡 府中町	52,074 人	688 人	1.32%	①韓国 ②ベトナム ③中国	①特別永住者 ②永住者 ③技能実習
安芸郡 海田町	30,810 人	937 人	3.04%	①ブラジル ②ペルー ③フィリピン	①永住者 ②技能実習 ③定住者
安芸郡 熊野町	23,475 人	282 人	1.20%	①ベトナム ②フィリピン ③ブラジル	①技能実習 ②永住者 ③特別永住者
安芸郡 坂町	12,498 人	232 人	1.86%	①ベトナム ②フィリピン ③インドネシア	①技能実習 ②特定技能 ③永住者
計	1,292,400 人	25,209 人	1.95%	①中国 ②ベトナム ③韓国	①永住者 ②技能実習 ③特別永住者

窓口の概要

- 運営形態 委託（公益財団法人 広島平和文化センター）
共同方式で「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を設置。
委託契約は広島市と委託先との間で締結している。
- 対応言語 7言語（日本語・英語・中国語・ベトナム語・フィリピン語・ポルトガル語・スペイン語）

※フィリピン語は、金曜日（週1回）、第1と第3水曜日のみ配置。

※通訳ボランティア、翻訳アプリで30言語に対応。

■相談対応日程表

	月	火	水	木	金	土	日
開設日	○	○	○	○	○	—	—

共同方式での設置・運営について

■共同方式とした理由

- ・ 広島市では、平成20年度のリーマンショックを契機として雇用情勢が急激に悪化し、外国人住民についても解雇など生活不安が増したことを背景に、平成21年度に「広島県緊急雇用対策基金事業」を活用してポルトガル語、スペイン語、中国語の相談員を配置した「外国人総合相談窓口」を開設した。開設当初から、広島市安芸区及び周辺の安芸郡4町（府中町、海田町、熊野町、坂町）に住む日系ブラジル人やペルー人等からの相談が多くあったことから、同年7月に安芸区役所で、ポルトガル語及びスペイン語に対応する出張相談を開始した。
- ・ 令和元年度に外国人受入環境整備交付金を活用して一元的相談窓口としての外国人総合相談窓口を拡充した（単独方式）。
- ・ こうした中、令和2年4月以降に広島市の上記相談窓口で、新型コロナウイルス感染症の影響で周辺の自治体に住む日系ブラジル人やペルー人から、失業・生活困窮等の深刻な内容の相談が増加した一方で、広島市と周辺の自治体との間で外国人住民の生活困窮等の状況を情報共有する体制がなく、周辺の自治体がこのような現状を十分に把握できないことが課題となった。

これらのことを踏まえ、生活圏を共有する外国人住民の相談支援を効果的に行うため、広島広域都市圏における新たな連携事業として、一元的相談窓口の共同方式での設置について広島市から4町に提案して4町が同意し、令和3年度から開始した。



■ 共同方式で設置するまでの経緯

広島市が中心となって令和2年度中に1市4町で3回の協議を行い、令和3年4月1日付けで共同設置に係る覚書を締結するに至った。

各協議における開催日、議事・説明事項等は以下のとおり。

開催日	議事・説明事項等
第1回 令和2年7月9日	① 共同方式を広島市から4町に提案することになった経緯 ② 外国人相談窓口の利用状況、1市4町の外国人住民の人数（各市町に占める割合・国籍別・在留資格別） ③ 共同方式での設置に関する協議の今後の進め方（決定すべき事項やスケジュール等）についての協議
第2回 令和2年10月2日	① 共同方式での設置の趣旨・相談窓口の名称案・開始時期・相談体制・経費負担を含む実施案 ② 共同方式での設置に係る1市4町及び国における予算要求や外国人受入環境整備交付金の申請等を含むスケジュール
第3回 令和3年1月29日	① 広島市の外国人総合相談窓口の相談員の紹介 ② 確認事項等（共同方式の相談窓口の名称・共同方式採用の経緯・事業効果・4町のメリット・覚書）について説明し、1市4町的意思を確認 ③ 今後のスケジュールのうち、過去の協議からの変更点 ④ 1市4町のホームページやSNS、広報紙、チラシの配布などによる一元的相談窓口の広報体制についての協議

■費用分担等について

- ・ 負担金については、1市4町の外国人住民数の合計に対する各市町の構成比を、相談窓口業務の委託契約金のうち共同運営に関する経費に乗じた額としている。
- ・ 各々の役割について、広島広域都市圏発展ビジョンを踏まえ、広島市は一元的相談窓口の運営及び住民へのPRを行い、4町は一元的相談窓口の運営への協力及び住民へのPRを行うこととしている。

■工夫していること

- ・ 4町に隣接する安芸区役所で月2回、ポルトガル語（第2水曜日）・スペイン語（第3木曜日）の相談員による出張相談を実施している。
- ・ 円滑な相談対応につなげるため、1市4町の各担当窓口の連絡先リストを作成し相談員間で共有している。
- ・ 4町の担当部署には、各町の職員に対して一元的相談窓口の広報を徹底するよう依頼している。
- ・ 1市4町の担当者が年に2～3回程度集まって、情報交換を行うようにしている。
- ・ 毎月、相談状況（個人情報削除したもの）を1市4町で情報共有している。



▲広島市・安芸郡外国人相談窓口の様子



■ 共同方式のメリット・デメリット

メリット	デメリット
◆ 各自治体が多言語対応できる相談員を確保することは財政的に負担が大きいですが、共同方式により財政的な負担を軽減した上で、多言語化に対応した相談サービスを外国人住民に提供することができる。 ◆ 広島市においては、共同方式について、従来の一元的相談窓口の人員体制等を大きく変更することなく対応可能で、また、対象となる外国人住民数が増えることから事例の蓄積と相談員の経験値の向上が見込める。 ◆ 1市4町で、組織として相談状況を把握・情報共有することができ、相談への組織的な対応が可能となる。	◆ 1市4町で異なる行政手続がある場合、相談員が1市4町の情報を把握しておく必要があり、相談員の事務負担が増加した。 ◆ 相談に応じた後、その場で各市町の関係部署に同行通訳するといった機動的な対応ができない。 ◆ 共同方式の場合、市単独で一元化的相談窓口を設置した場合よりも市が受領できる国の交付金が減る。

■ 共同方式の採用を検討している自治体へのアドバイス

- 共同して設置する自治体間での役割分担や費用負担などについてしっかりと協議を重ねて合意を得るとともに、設置後は円滑な相談対応につなげるために各自治体の窓口の連絡先リストを共有することや、相談状況などの情報交換を行うことが必要であると考えます。
- 相談窓口を共同で設置することにより、単独設置では実施が難しいサービスの提供ができるようになる、あるいは、今まで実現できなかったサービスの充実、拡充が比較的少ない経費負担で可能になる等の具体的なメリットを挙げて検討を進めると実現しやすいのではないかと。

▼ 周知用チラシ

ひろしまし あきぐん 広島市・安芸郡 外国人相談窓口

相談は無料です
ひみつは守ります

相談できることば	相談できる日	相談できるしかん
スペイン語 中国語 ベトナム語 ポルトガル語 英語 フィリピン語	月曜日から金曜日 金曜日 第1と第3水曜日	9:00 - 16:00
ポルトガル語 スペイン語 中国語	第2水曜日 第3水曜日 第2火曜日	10:15 - 12:30 13:30 - 16:00

在留資格のことをきたいとき
出入国在留管理局の人に相談することができます(予約をしてください)
いっしょ 毎月第2金曜日 13:30 - 16:00 ところ 外国人相談窓口(広島国際会議場3階)

☒ 広島市で生活をはじめた人へ
相談員が広島市でのあたらしい生活のことを説明します
(予約をしてください)

☒ 翻訳タブレットで対応します
ほかのことばでも翻訳タブレットをつかって対応します

ひろしまし あきぐん 広島市・安芸郡外国人相談窓口
広島国際会議場3階(広島市中区中島町1-5) 平和記念公園のなかにあります
休日(日本の休みの日)、8月6日、12月29日から1月3日は休みです
TEL: 082-241-5010
FAX: 082-242-7452
Email: soudan@pcf.city.hiroshima.jp
Website: https://h-ircd.jp/guide.html

Ventanilla de Consultas para Extranjeros de la Ciudad de Hiroshima y Distrito de Aki
Cada día de lunes a viernes, de 9:00 a las 16:00 horas.

Lugar	Idiomas	Días de Atención	Horario
Centro Internacional de Conferencias de Hiroshima 3º piso	Español, Chino, Vietnamita, Portugués, Inglés	Lunes a viernes	9:00 - 16:00
Centro de Paz y Memoria de la Paz	Portugués	Viernes	11:30 - 13:00
Municipalidad de Aki-Ku 2º piso	Portugués, Español	3ª, 4ª y 5ª de los meses	10:15 - 12:30
Moto-machi Kari-dōjō	Chino	2ª de los meses	13:30 - 16:00

Consultas ambulantes de la Oficina de Inmigración
Los días martes y jueves, de 13:30 a las 16:00 horas, en el edificio de la Oficina de Inmigración, se ofrece a la ciudadanía una consulta gratuita con el personal de la Oficina de Inmigración para resolver dudas sobre el estatus de residencia (Pase de Residencia).

El edificio de Inmigración se encuentra en la Municipalidad de Aki-Ku 2º piso.

Dispositivo de un dispositivo de traducción de idiomas para consultas en idiomas no escritos.

A las que se refieren a la ciudad de Hiroshima, un consultor puede explicar los requisitos de entrada a la ciudad (Se requiere reserva).

広島市・安芸郡 外国人相談窓口
中文 越南語 英語 葡萄牙語 菲律賓語
市役所 3 階 12 月 27 日 休 日 1 日 休 日

場所	通称	日曜	時間
広島国際会議場3階	中国語・英語	月一〜五	9:00 - 16:00
市役所2階	英語	金	10:15 - 12:30
安芸郡役所2階	英語	月三金	13:30 - 16:00
基町警察署分署	中国語	月三金	13:30 - 16:00

入国・在留資格の相談は、入国・在留管理局の窓口で行ってください。
毎月第2水曜日 13:30-16:00 市役所3階 入国・在留管理局の窓口で行ってください。
毎月第3水曜日 13:30-16:00 市役所3階 入国・在留管理局の窓口で行ってください。

Hiroshima City & Aki County International Resident Consultation Service
Consultas para residentes extranjeros en la ciudad de Hiroshima y el distrito de Aki.

Venue	Languages	When	Hours
International Conference Center - Hiroshima 3F	Spanish, Vietnamese, Portuguese, English	Monday to Friday	9:00 - 16:00
Located in Peace Memorial Park	Portuguese	Friday	11:30 - 13:00
Aki Ward Office 2F	Portuguese, Spanish	3rd, 4th and 5th of the month	10:15 - 12:30
Moto-machi Kari-dōjō	Chinese	2nd Tuesday of the month	13:30 - 16:00

Guidance from the Regional Immigration Bureau
On the 2nd, 4th and 5th of every month from 13:30 to 16:00, a Regional Immigration Bureau staff member comes to the free consultation service office to offer guidance on immigration status (Residence Card) to residents.

For languages other than those listed above, consultation services are provided using a bilingual translation device.

Our consultation staff can provide a simple orientation on life in Hiroshima City for new residents (residents required).

Sala de Consultas para Extranjeros da Cidade de Hiroshima e Distrito de Aki
Atendimento aos brasileiros, de segunda a sexta-feira, das 9h às 16h.

Local	Idiomas	Dias de Atendimento	Horário
Centro Internacional de Conferências de Hiroshima 3º andar	Español, Chinês, Vietnamita, Português, Inglês	De Segunda a Sexta	9:00 - 16:00
Centro de Paz e Memória da Paz	Português	Sexta-feira	11:30 - 13:00
Prefeitura de Aki-Ku 2º andar	Português, Espanhol	3ª, 4ª e 5ª de cada mês	10:15 - 12:30
Moto-machi Kari-dōjō	Chinês	2ª Terça-feira do mês	13:30 - 16:00

Consultas itinerantes do Departamento de Imigração
Toda 2ª, 4ª e 5ª de cada mês das 13:30 às 16:00, um funcionário do Departamento de Imigração vem à Sala de Consultas para Extranjeros da Cidade de Hiroshima e Distrito de Aki para atender quem tem dúvidas sobre status de residência (Cartão de Residência).

O edifício do Departamento de Imigração está no 2º andar da Prefeitura de Aki-Ku.

Dispositivo de um dispositivo de tradução de idiomas para consultas em idiomas não escritos.

As pessoas que se referem à cidade de Hiroshima, um consultor pode explicar os requisitos de entrada à cidade (Se requer reserva).

Quy Tư Vấn Cho Cư Dân Người Nước Ngoài Tại Thành Phố Hiroshima và Quận Aki
Thư tư vấn miễn phí cho người nước ngoài, từ thứ hai đến thứ sáu, từ 9h đến 16h.

Nơi tư vấn	Ngôn ngữ được tư vấn	Ngày tư vấn	Thời gian tư vấn
Trung tâm Hội nghị Quốc tế Hiroshima Tầng 3	Tiếng Tây Ban Nha, Tiếng Trung Quốc, Tiếng Việt, Tiếng Bồ Đào Nha, Tiếng Anh	Từ thứ hai đến thứ sáu	9:00 - 16:00
Trung tâm Văn hóa và Hòa bình	Português	11:30 - 13:00	
Ty Ban Quận Aki Tầng 2	Tiếng Bồ Đào Nha, Tiếng Tây Ban Nha, Tiếng Việt, Tiếng Bồ Đào Nha, Tiếng Anh	Từ thứ 3, 4 và 5 của mỗi tháng	10:15 - 12:30
Văn phòng Quận Aki Moto-machi Kari-dōjō	Chín	Thứ 2 của mỗi tháng	13:30 - 16:00

Để giải quyết thắc mắc về tình trạng cư trú, nhân viên của Cục Quản lý Nhập cư và Di trú của Bộ Công an sẽ đến phòng tiếp khách của Thành phố Hiroshima và Quận Aki vào ngày 2, 4 và 5 của mỗi tháng từ 13:30 đến 16:00 để tư vấn miễn phí về tình trạng cư trú (Thẻ cư trú).

Địa điểm làm việc của Cục Quản lý Nhập cư và Di trú của Bộ Công an nằm ở tầng 2 của Văn phòng Quận Aki.

Thiết bị dịch thuật đa ngôn ngữ để hỗ trợ các cuộc tư vấn bằng ngôn ngữ không viết.

Đối với những người tham khảo về thành phố Hiroshima, nhân viên tư vấn có thể cung cấp hướng dẫn về cuộc sống tại đây (Yêu cầu đặt lịch).

Hiroshima City & Aki County Konsultasyon Serbisyo Para sa mga Dayuhan
Konsultasyon para sa mga dayuhan, ng Lunes hanggang sa Pongy, 9:00 - 16:00.

Lugar	Mga Wikang	Mga Araw	Oras
International Conference Center - Hiroshima sa 3F	Espanol, Filipino, Bisaya, Portuges, Ingles	Lunes hanggang Pongy	9:00 - 16:00
Da Imong Peace Memorial Park	Filipino	Tungatong Pongy	11:30 - 13:00
Opina ng Aki Ward sa 2F	Portugis, Espanyol	3o, 4o, 5o Lunes ng Bisiyas	10:15 - 12:30
Moto-machi Kari-dōjō	Ingles	2o Lunes ng Bisiyas	13:30 - 16:00

Patnubay sa konsultasyon mula sa Kawani ng Regional Immigration Bureau (Bureau ng Imigrasyon) ay nagbibigay ng patnubay sa mga dayuhan tungkol sa status ng kanilang pagpapalagay (Pagpapalagay ng Imigrasyon).

Ang opisina ng Kawani ng Regional Immigration Bureau ay matatagpuan sa 2o piso ng Aki Ward Office.

Para sa mga dayuhan na hindi nakatutukoy sa buhay sa Hiroshima City, ang mga konsultante ay maaaring magbigay ng simpleng pagpapalagay sa buhay sa Hiroshima City.

Ang mga konsultante ay maaaring magbigay ng simpleng pagpapalagay sa buhay sa Hiroshima City.

(令和7年度補正予算による試行実施)

外国人が日本の制度や生活マナーへの理解を深めることにより、秩序ある共生社会の実現に資するよう、外国人住民にアウトリーチ型で情報を届ける地方公共団体の取組を、**外国人受入環境整備交付金**により支援する。

既存事業：一元的相談窓口での相談対応

地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口



在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育てなど生活上の幅広い相談

疑問や悩みを抱えた在留外国人

○現状

入管庁の**外国人受入環境整備交付金**により、一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体を財政的に支援している。

○課題

自ら情報や窓口にアクセスせず、日本の制度や生活マナー等の情報が届きにくい外国人は依然として存在。

+ 追加

新規事業：アウトリーチ型オリエンテーション等の試行実施

地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口



①一元的相談窓口の相談員の派遣



アウトリーチ型オリエンテーション等による情報発信等

②外国人キーパーソンとの連携

③域内市町村における課題・ニーズの汲み上げ（都道府県のみ）



団地や公民館等の外国人が集まる場所や地域の外国人コミュニティー

○対応

外国人受入環境整備交付金を通じて、一元的相談窓口の機能を強化し、外国人の方から相談に来るのを「待つ」のではなく「外に出向く」取組を推進する。

○効果

窓口だけでは情報の届きにくい外国人にも、日本の制度や生活マナー、困ったときの相談場所などを周知することにより、日本人・外国人ともに安心・安全に暮らせる秩序ある共生社会を実現する。

▶ 具体的な取組の例

- ①各地方公共団体の生活・行政情報や、入管庁の「生活オリエンテーション動画」等を活用して、団地や公民館等で交通ルールなどに関するオリエンテーションを行い、終了後に個別の生活相談も受け付ける。
- ②地域の外国人キーパーソン（コミュニティーリーダー）と連携し、生活マナーに関する情報をSNSで発信。
- ③都道府県による広域機能の発揮に資するため、域内市町村における外国人施策に係る課題・ニーズの汲み上げ、改善に係る助言・提案を企画・実施するなどの都道府県の取組。 etc.

参考：外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策《施策番号267》

一元的相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応（11言語以上）等の相談体制の整備・拡充の取組を外国人受入環境整備交付金により財政的に支援するとともに、同相談窓口だけでは情報が届きにくい層にも生活に必要な制度やルールを周知するアウトリーチ型のオリエンテーションの取組を試行的に実施する。

事業概要

一元的相談窓口の相談対応・情報発信に加え、情報が届きにくい外国人へ制度・生活マナー等をアウトリーチ型で情報を届ける地方公共団体の取組を、**外国人受入環境整備交付金**により支援する。

事例①：ツール作成・活用型

独自ガイドブック、動画、リーフレット等を整備して情報発信する。

▶取組内容

- ・出入国在留管理庁の動画・ガイドブックを活用しつつ、ごみ分別など自治体独自ルールは新規資料やリーフレット更新により分かりやすく周知。
- ・市内の町内自治会・学校等に出向き、相談員等によるオリエンテーションを実施。
- ・留学生や外国人就労者へのヒアリング、動画撮影への協力を通じ、外国人住民に伝わりやすいツールを作成。

▶事業成果・今後の展開

- ・ごみ出しや騒音など生活ルールに関する相談・苦情に対応し、外国人住民の早期定着と地域トラブルの未然防止を目指す。
- ・生活オリエンテーションは、対象者や地域のニーズに応じた内容で実施。
- ・工業団地、教育機関、町内自治会を対象に案内を進め、要望に応じて順次実施予定。



事例②：生活接点・地域拠点活用型

日本語教室、飲食店など、日常生活の場を活用して情報を届ける。

▶取組内容

- ・拠点型初期日本語指導教室に子どもを送迎する保護者の待ち時間を活用して、ごみ出しなどの生活ルール等のガイダンスを実施。
- ・外国人料理店・食材店を協力拠点とし、外国籍の店主等が転入外国人にまち歩き形式でごみステーション、避難所、日本語教室等を紹介し、生活ルールを実地で周知。

▶事業成果・今後の展開

- ・ごみの分別等の生活ルールや災害時の対応、日本語教室の紹介、高校・大学進学に関する情報等について、外国にルーツを持つ子どもの保護者が日頃抱える日常生活や学校制度に関する悩みについて、対面で聞き取りを行い、その場で解消できている。実施結果を確認し、課題やニーズに応じて内容を見直ししながら、残りのクールも計画的に実施。
- ・外国籍の店主等キーパーソンを活用した情報発信は今後実施予定。関係機関や協力拠点店舗等との調整を進め、必要な連携体制の構築を図る。



事例③：コミュニティ・キーパーソン活用型

外国人コミュニティや関係者を通じて、会合・イベント等の機会に情報を届け、さらに周囲へ波及させる。

▶取組内容

- ・外国人コミュニティ関係者等と調整を行い、外国人コミュニティの会合やイベント開催日等にあわせて、日本の制度や市の制度、生活マナーを外国人へ周知することを目的とした生活オリエンテーションを実施。
- ・市HP掲載の外国人住民向け生活ガイダンス動画やチラシ等を活用する。
- ・オリエンテーション実施後、外国人コミュニティ関係者等に、実施の様子を情報発信してもらう。

▶事業成果・今後の展開

- ・外国人コミュニティとの新たな接点を創出できた。キーパーソンの協力により目標を上回る参加があり、地域の外国人住民へ直接情報を届ける機会となった。
- ・生活上の困りごとや、行政情報が届きにくい理由、機械翻訳の限界などを確認できた。
- ・効果的な広報・啓発には、国籍や文化的背景に応じた伝え方が必要であることが把握できた。
- ・今後は対象地域・団体を広げて実施予定。



本事業の実施メリット

- ・窓口を知らない・利用しづらい外国人にも直接情報を届けられる。

日本語教室、学校、団地、地域コミュニティ等に出向くことで、相談窓口だけでは接点を持ちにくい層にも制度・生活情報を周知できる。

- ・生活上の困りごとを早期に把握し、適切な相談・支援につなげられる。

在留手続、雇用、医療、福祉、子育て、教育など幅広い相談に対応する一元的相談窓口の機能を、地域の現場でも活用できる。

- ・ごみ出し、交通、防災等のルールを事前に周知し、地域トラブルを未然に防止できる。

生活ルールや行政サービスを分かりやすく伝えることで、外国人住民の理解を促し、日本人・外国人双方が安心して暮らせる地域づくりにつながる。



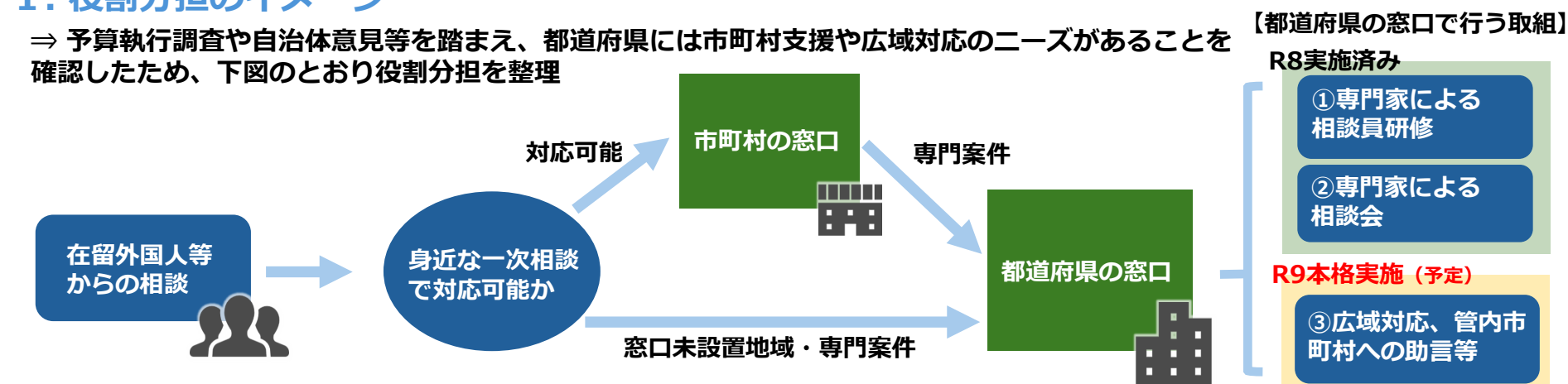
【基本的な考え方】

市町村：住民に最も身近な行政主体として、一元的相談窓口における一次的な相談対応を担う

都道府県：一元的相談窓口がない地域からの相談に対応するとともに、市町村が抱える課題・ニーズを把握し、その解決を支援するなどの広域的な役割を担う

1. 役割分担のイメージ

⇒ 予算執行調査や自治体意見等を踏まえ、都道府県には市町村支援や広域対応のニーズがあることを確認したため、下図のとおり役割分担を整理



2. 交付金による対応状況

⇒ 1.の役割分担の考え方を交付金の要領等に反映。①・②は交付対象経費の切り分けで対応済み、③は令和9年度から本格実施を予定

取組内容	交付金事業の実施主体		交付金上の役割分担	
	市区町村	都道府県	R8年度	R9年度
① 専門家による相談員研修（謝金等）	× 対象外	○ 対象	実施済み	継続
② 専門家による相談会（謝金等）	△ 原則対象外（※）	○ 対象	実施済み	継続
③ 広域対応、管下市町村への助言等	—	○ 対象	一部実施（要領記載）	本格実施（予定）

※ 外国人住民数が都道府県と同規模の市町が実施する場合は対象（都道府県の負担や相談者の利便性を考慮）

3. 令和9年度以降の方針

- 継続 … 専門家による相談員の研修等、都道府県と市町村における交付対象経費の切り分けを引き続き実施
- 新規 … 要領に記載した**広域対応や管内市町村への助言等を本格実施するため、所要の経費を令和9年度概算要求に計上予定**